

平成 28 年文化財防火運動実施要綱

【甲賀広域行政組合消防本部】

1 目的

この運動は、文化財を火災、震災その他の災害から守るため、「第 62 回文化財防火デー」を中心として展開し、文化財所有者、管理者その他の関係者（以下「文化財関係者」という。）及び市民の文化財愛護に関する意識の高揚を図ることを目的とする。

2 防火標語等

「無防備な心に火災がかくれんぼ」（平成 27 年度全国統一防火標語）

「街ぐるみ 職場ぐるみで 防火のそなえ」（甲賀市・湖南市統一防火標語）

「消えたはず その思いこみが 火事をよぶ」（2015 夏休み子ども防火せんりゅう甲賀市長賞）

「けしたかな じしんがないなら すぐかくにん」（2015 夏休み子ども防火せんりゅう湖南市長賞）

3 実施期間

平成 28 年 1 月 23 日（土）から同年 1 月 29 日（金）まで

4 実施機関及び協力機関

甲賀広域行政組合消防本部、消防署

甲賀市消防団、湖南市消防団

甲賀市教育委員会、湖南市教育委員会

5 実施方針

- (1) 市民の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火・防災訓練等の行事を実施するとともに、各種広報活動を行い、本運動の趣旨の徹底を図るものとする。
- (2) 文化財関係者に対し、平素の文化財の防災体制の整備及び強化に関する再認識を促すとともに、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- (3) 文化財周辺の地域住民に対し、文化財関係者との連携体制の構築及び強化のため、防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

6 実施事項

(1) 広報活動

ア 消防車両による巡回防火広報の実施

イ 各種広報媒体（文字放送、音声放送、防災行政無線）による防火広報

ウ 甲賀広域行政組合ホームページへの本防火運動関連記事の掲載

エ 市内図書館及び小中学校における啓発図書の掲示

(2) 火災予防上、特に指導が必要な文化財建造物等に対する特別査察の実施

(3) 文化財関係者、地域住民等が参加する防火・防災訓練の実施